

## 埼玉県議会令和8年6月定例会付議予定議案件名表

## 【議案】

## 予算

案件名	概要
1 令和8年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）	補正前 2,434,865,000千円 補正額 4,695,292千円 補正後 2,439,560,292千円 対当初比 100.2%
2 令和8年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	補正前 91,125,032千円 補正額 137,192千円 補正後 91,262,224千円 対当初比 100.2%

# 条例

案件名	概要				
<p>1 埼玉県税条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 個人県民税 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</p> <table border="1" data-bbox="862 499 1388 571"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和20年度</td> <td>令和25年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 不動産取得税 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税を減額する特例措置について、土砂災害特別警戒区域等に住宅が新築された場合は、適用対象外とする</p> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和9年1月1日等</p>	現 行	改正後	令和20年度	令和25年度
現 行	改正後				
令和20年度	令和25年度				
<p>2 埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の規定による変更の届出があった指定特定非営利活動法人について、主たる事務所の所在地の表示を変更するための改正</p> <p>2 内 容 NPO法人TSUBASA (現 行) 埼玉県新座市中野2丁目2番22号 (改正後) 埼玉県羽生市東7丁目14番地8</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>				

案件名	概要
<p>3 埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例 【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を追加するとともに、暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止する等するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の拡大 禁止区域に、都市公園の周囲200メートルの区域及び都市計画法に規定する用途地域を追加</p> <p>(2) 名義利用等の禁止の新設 暴力団員による他人の名義利用及び暴力団員に対し名義を利用させる行為の禁止</p> <p>(3) その他 警察職員による立入検査の規定の新設、利益供与の禁止における勧告対象行為の拡大等</p> <p>3 施行期日 令和8年10月1日</p>

## 専決処分の承認

案件名	概要
<p>1 専決処分の承認を求めることについて (埼玉県税条例等の一部を改正する条例)</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例等を改正する必要性が生じ、埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定に基づき承認を求めるもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和8年3月31日</p> <p>2 専決処分理由 地方税法等の一部改正に伴い、緊急に条例を改正する必要性が生じたため</p> <p>3 内 容</p> <p>(1) 軽油引取税 当分の間税率を令和8年4月1日に廃止</p> <p>(2) 自動車税 ア 自動車税（環境性能割）を令和8年3月31日をもって廃止 イ 自動車税（種別割）を自動車税とする ウ 燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>(3) 不動産取得税 ア 免税点の引上げ イ 宅地建物取引業者等が住宅を新築した日から6か月以内に他者に譲渡した場合に課税しない措置について、その期間の要件を6か月以内から1年以内に緩和する特例措置の適用期限を5年延長 ウ 新築住宅用土地の減税措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数の要件を2年から3年に緩和する特例措置の適用期限を5年延長</p> <p>(4) 規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和8年4月1日</p>

## 工事請負契約の締結

案件名	概要
<p>1 工事請負契約の締結について（ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 3,025,000,000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和10年3月17日</p> <p>3 相 手 方 細田建設株式会社（埼玉県飯能市）</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 3,248,300,000円（落札率93.13%）</p>
<p>2 工事請負契約の締結について（川口特別支援学校北棟新築工事）</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>川口特別支援学校北棟新築工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 922,900,000円</p> <p>2 履 行 期 限 令和10年1月31日</p> <p>3 相 手 方 株式会社佐伯工務店（埼玉県さいたま市）</p> <p>4 契 約 方 法 総合評価方式一般競争入札</p> <p>5 予 定 価 格 923,780,000円（落札率99.90%）</p>

## 訴えの提起

案件名	概要
<p>1 訴えの提起について</p> <p>【都市整備部】</p>	<p>県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事 件 名 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件</p> <p>2 相 手 方 県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（2人）</p> <p>3 取 扱 い 請求が認容されないときは上訴する 滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは和解する</p>

## 事件議決

案件名	概要
<p>1 埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について</p> <p>【県土整備部】</p>	<p>埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について、同公社と共同して国土交通大臣に認可の申請をすることについて地方道路公社法第5条第6項の規定により議決を求めるもの</p> <p>申請の概要 埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画から新見沼大橋有料道路を削除</p>

**【報告】**

## 予算繰越報告

案件名	概要
1 埼玉県一般会計継続費通次繰越報告	R7 年度繰越額      5, 1 2 1, 9 9 4, 0 8 1 円      (1 2 件)
2 埼玉県一般会計繰越明許費繰越報告	R7 年度繰越額      1 2 9, 5 6 6, 0 0 0, 1 5 9 円      (1 2 9 件)
3 埼玉県一般会計事故繰越し繰越報告	R7 年度繰越額      5, 9 3 1, 1 6 3, 7 3 9 円      (2 7 件)
4 埼玉県用地事業特別会計繰越明許費繰越報告	R7 年度繰越額      1, 7 6 0, 4 5 2, 0 0 0 円      (1 件)
5 埼玉県県営住宅事業特別会計継続費通次繰越報告	R7 年度繰越額      2, 4 5 5, 4 0 1, 6 5 0 円      (3 件)



案件名	概要
(4) 埼玉県地域整備事業会計予算繰越計算書	R7 年度繰越額                      14,401,900円                      (2件)
(5) 埼玉県流域下水道事業会計予算繰越計算書	R7 年度繰越額                      29,848,799,280円                      (12件)

## 地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>地方自治法等の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和8年5月18日</p> <p>2 専決処分理由 地方自治法等の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和8年9月24日</p>
<p>2 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和8年3月30日</p> <p>2 専決処分理由 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするため</p> <p>3 改正内容 規定の整備</p> <p>4 施行期日 令和8年4月1日</p>

案件名	概要
<p>3 損害賠償の額を定めることについて</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>賃貸借契約の解除に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 専決処分年月日 令和8年4月1日</p> <p>2 専決処分理由 賃貸借契約の解除に係る損害賠償額の決定のため</p> <p>3 相手方 NECキャピタルソリューション株式会社</p> <p>4 事案の概要 Windows 10のサポート終了に伴い、Windows 11への更新に対応していない住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器について、令和8年4月1日付けで賃貸借契約を解除したことにより、相手方NECキャピタルソリューション株式会社に損害を与えたもの</p> <p>5 損害賠償額 895,885円</p>

## 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況報告

法人名	概要
<p>1 埼玉県住宅供給公社 (S40.11.10設立)</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>代表者 理事長 庄司 健吾 資本金 40,000 千円 県出資金 40,000 千円 (100.0%)</p>
<p>2 埼玉県道路公社 (S46.9.1設立)</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 高橋 厚夫 資本金 12,058,000 千円 県出資金 11,218,000 千円 (93.0%)</p>
<p>3 埼玉県土地開発公社 (S47.11.30設立)</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 高橋 厚夫 資本金 100,000 千円 県出資金 100,000 千円 (100.0%)</p>
<p>4 埼玉県消防協会 (S23.8.27設立)</p> <p style="text-align: right;">【危機管理防災部】</p>	<p>代表者 会長 高橋 光晴 資本金 318,532 千円 県出資金 100,000 千円 (31.4%)</p>
<p>5 埼玉県公園緑地協会 (S46.4.24設立)</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>代表者 理事長 鶴見 恒 資本金 97,800 千円 県出資金 48,900 千円 (50.0%)</p>

法人名	概要
<p>6 埼玉県産業振興公社 (S48.4.26設立)</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>代表者 理事長 秋友 一広 資本金 5,000 千円 県出資金 5,000 千円 (100.0%)</p>
<p>7 埼玉県下水道公社 (S54.2.1設立)</p> <p style="text-align: right;">【下水道局】</p>	<p>代表者 理事長 武井 裕之 資本金 110,060 千円 県出資金 55,030 千円 (50.0%)</p>
<p>8 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 (S55.4.1設立)</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>代表者 理事長 佐藤 直樹 資本金 10,000 千円 県出資金 10,000 千円 (100.0%)</p>
<p>9 埼玉県生活衛生営業指導センター (S57.4.21設立)</p> <p style="text-align: right;">【保健医療部】</p>	<p>代表者 理事長 田村 眞 資本金 10,018 千円 県出資金 4,000 千円 (39.9%)</p>
<p>10 埼玉県農林公社 (S58.11.1設立)</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>代表者 理事長 坂 行正 資本金 981,437 千円 県出資金 515,000 千円 (52.5%)</p>

法人名	概要
<p>11 さいたま緑のトラスト協会 (S59. 8. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【環境部】</p>	<p>代表者 理事長 安藤 聡彦 資本金 13,000 千円 県出資金 5,000 千円 (38.5%)</p>
<p>12 埼玉県産業文化センター (S62. 5. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>代表者 理事長 加藤 喜久雄 資本金 150,000 千円 県出資金 50,000 千円 (33.3%)</p>
<p>13 埼玉県国際交流協会 (S62. 6. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>代表者 理事長 福山 嗣朗 資本金 328,164 千円 県出資金 200,000 千円 (60.9%)</p>
<p>14 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター (H1. 5. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>代表者 理事長 吉田 信解 資本金 1,040,000 千円 県出資金 779,587 千円 (75.0%)</p>
<p>15 いきいき埼玉 (H1. 10. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>代表者 理事長 永沢 映 資本金 82,000 千円 県出資金 50,000 千円 (61.0%)</p>

法人名	概要
<p>16 埼玉県河川公社 (H4. 3. 27設立)</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>代表者 理事長 吉澤 隆 資本金 35,000 千円 県出資金 18,000 千円 (51.4%)</p>
<p>17 埼玉県芸術文化振興財団 (H5. 7. 1設立)</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>代表者 理事長 林 直樹 資本金 100,000 千円 県出資金 100,000 千円 (100.0%)</p>
<p>18 株式会社さいたまアリーナ (H9. 3. 27設立)</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>代表者 代表取締役社長 三上 浩嗣 資本金 495,000 千円 県出資金 150,000 千円 (30.3%)</p>
<p>19 株式会社さいたまリバーフロンティア (H12. 2. 9設立)</p> <p style="text-align: right;">【企業局】</p>	<p>代表者 代表取締役社長 島村 克己 資本金 130,000 千円 県出資金 58,000 千円 (44.6%)</p>

## 権利の放棄に関する報告

案件名	概要
<p>1 回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告 【産業労働部】</p>	<p>埼玉県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄したことについて、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第5条の規定に基づき議会に報告するもの</p> <p>1 権利を放棄した日 令和8年3月25日</p> <p>2 権利を放棄した額 428,371円</p> <p>3 権利を放棄した理由 条例第3条第1項の規定に基づき、令和8年1月22日付けで埼玉県信用保証協会から申出のあった求償権の放棄等が、同条第2項第5号に定める事業の再生に関する計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の促進により、地域経済の振興に資すると認められるため。</p>